

第 7 7 7 回むつ市教育委員会会議

規則等の一部改正議案 新旧対照表

目

次

議案第 2 号	むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令	…… 1
議案第 3 号	むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則	…… 3
議案第 4 号	むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	…… 4

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 課長 組織規則第8条第1項に規定する課長、所長及び室長、むつ市公民館組織等規則(平成17年むつ市教育委員会規則第16号。以下、「公民館組織等規則」という。)第3条第1項に規定する館長、<u>むつ市立図書館規則(昭和40年むつ市教育委員会規則第1号。以下、「図書館規則」という。)</u>第3条第1項に規定する館長及び<u>むつ市防災食育センター管理運営規則(令和7年むつ市教育委員会規則第3号。以下、「防災食育センター規則」という。)</u>第3条1項に規定する所長をいう。 (8)～(9) (略) (10) 課長級職員 課長及び組織規則第8条第2項に規定する総括主幹、公民館組織等規則第3条第2項に規定する総括主幹、<u>図書館規則第3条第2項に規定する総括主幹及び防災食育センター規則第3条2項に規定する総括主幹</u>をいう。 第3条～第7条 (略) (代決の制限) 第8条 前条の規定にかかわらず、第5条各号のいずれかに該当するとき、又は教育長が不在のときで次の各号の事務にかかるものは代決できない。ただ	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 課長 組織規則第8条第1項に規定する課長、所長及び室長、むつ市公民館組織等規則(平成17年むつ市教育委員会規則第16号。以下、「公民館組織等規則」という。)第3条第1項に規定する館長及びむつ市立図書館規則(昭和40年むつ市教育委員会規則第1号。以下、「図書館規則」という。)第3条第1項に規定する館長をいう。 (8)～(9) (略) (10) 課長級職員 課長及び組織規則第8条第2項に規定する総括主幹、公民館組織等規則第3条第2項に規定する総括主幹及び図書館規則第3条第2項に規定する総括主幹をいう。 第3条～第7条 (略) (代決の制限) 第8条 前条の規定にかかわらず、第5条各号のいずれかに該当するとき、又は教育長が不在のときで次の各号の事務にかかるものは代決できない。ただ

し、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 市費負担職員（教育部長、理事、次長、副理事、課長、公民館長、図書館長、防災食育センター所長及び総括主幹を除く。）の任免及び懲戒に関すること。

(4) ～ (9) (略)

別表第4 決済順位（第7条関係）

決裁権者	代決する者		
	第1順位	第2順位	第3順位
(略)	(略)	(略)	(略)
図書館長	(略)	(略)	(略)
<u>防災食育センター所長</u>	<u>防災食育センター所長の指定する順序による総括主幹</u>	<u>防災食育センター所長の指定する順序による主幹、主任主査</u>	

し、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 市費負担職員（教育部長、理事、次長、副理事、課長、公民館長、図書館長及び総括主幹を除く。）の任免及び懲戒に関すること。

(4) ～ (9) (略)

別表第4 決済順位（第7条関係）

決裁権者	代決する者		
	第1順位	第1順位	第1順位
(略)	(略)	(略)	(略)
図書館長	(略)	(略)	(略)

むつ市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第３条関係）			別表（第３条関係）		
中学校区	小学校区	行政区名	中学校区	小学校区	行政区名
(略)			(略)		
大畑中学校区	<u>大畑小学校区</u>	<u>孫次郎間、涌館、湯坂下、八幡湯坂、兎沢、南町、観音堂、大畑村、松ノ木、松ノ木道、松ノ木ノ内土場、本町、庚申堂、東町、伊勢堂、本門寺前、筒万坂、新町、中島、湊村、上野、水木沢、戦敷、高橋川、奈良ノ木平、添木、小目名村、赤坂、小目名家ノ下、葉色、明神平、薬研、赤滝山、朝比奈岳、関根橋、正津川大畑道、谷地道、重兵エ沢、鳥谷場、柳沢、正津川道、四ツ谷、釣屋浜、二枚橋、大畑道、赤川村、小赤川、大赤川、佐助川、木野部、鍵掛、赤岩、正津川戦敷、正津川中道、正津川、正津川高待、正津川平</u>	大畑中学校区	<u>大畑小学校区</u>	<u>孫次郎間、涌館、湯坂下、八幡湯坂、兎沢、南町、観音堂、大畑村、松ノ木、松ノ木道、松ノ木ノ内土場、本町、庚申堂、東町、伊勢堂、本門寺前、筒万坂、新町、中島、湊村、上野、水木沢、戦敷、高橋川、奈良ノ木平、添木、小目名村、赤坂、小目名家ノ下、葉色、明神平、薬研、赤滝山、朝比奈岳、関根橋、正津川大畑道、谷地道、重兵エ沢、鳥谷場、柳沢、正津川道、四ツ谷、釣屋浜、二枚橋、大畑道、赤川村、小赤川、大赤川、佐助川、木野部、鍵掛、赤岩</u>
				<u>正津川小学校区</u>	<u>正津川戦敷、正津川中道、正津川、正津川高待、正津川平</u>
(略)			(略)		

むつ市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案							現 行						
別表（第5条関係）							別表（第5条関係）						
公印の名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	保 管 責任者	公印の名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用 区分	保 管 責任者
(略)							(略)						
〃	青森県むつ市立 大畑小学校之印	〃	4 5	1	〃	大畑小学 校長	〃	青森県むつ市立 正大畑小学校之 印	〃	4 5	1	〃	大畑小学 校長
(略)							〃	青森県むつ市立 正津川小学校之 印	〃	4 5	1	〃	正津川小 学校長
(略)							(略)						
〃	むつ市立大畑小 学校長印	〃	2 1	1	〃	大畑小学 校長	〃	むつ市立大畑小 学校長印	〃	2 1	1	〃	大畑小学 校長
(略)							〃	青森県むつ市立 正津川小学校長 印	〃	2 1	1	〃	正津川小 学校長
(略)							(略)						